

# 林地開発許可申請の事前確認事項

静岡市経済局農林水産部森林政策課

## 1 土地利用規制状況の確認

- 他法令の規制状況はあるか。
  
- 希少野生動植物の確認はしたか。(静岡県自然保護課)

## 2 森林法規制状況の確認

- 開発予定地は森林か。 →森林区域の確認:立地調査依頼(静岡県中部農林事務所治山課)
  
- 開発予定地内の森林区域(地域森林計画対象森林:通称「5条森林」が1ha を超えて含まれるか。  
チェックなし→3ハ チェックあり→4ハ

## 3 小規模林地開発の手続き

伐採及び伐採後の造林届出書の提出

- (1)届出者:開発を行う者
- (2)届出時期:伐採開始日の 90 日前から 30 日前の間
- (3)提出書類(1部

※伐採及び伐採後の造林届出書の添付書類は、伐採造林届の添付書類に係るチラシを確認してください。

## 4 林地開発の手続き

林地開発許可申請書の提出

- (1)申請者:開発を行う者
- (2)申請時期:随時受付
- (3)提出書類(2部) ※静岡市林地開発許可申請書記載要領を確認してください。

## 5 よくある質問と回答

**Q1** 事前協議書の提出は必要ですか？

**A1** 事前協議の制度はありません。担当者に内容の確認を行いながら申請書を作成してください。

**Q2** 森林審議会にかかりますか？

**A2** 林地開発許可に当たっては、全て森林審議会(林地保全部会)に諮ります。開催は年4回(6、9、12、3月)です。森林区域の改変面積が5ha 未満の場合、森林審議会の開催を待たずに許可できる場合があります。

**Q3** 申請書はいつまでに提出する必要がありますか？

**A3** 森林審議会(林地保全部会)の開催日の2ヶ月前までに、担当者の確認をすべて終えた(修正の必要がない)申請書を提出してください。

**Q4** 市の土地利用事業の対象ですが、先に林地開発の許可となりますか？

**A4** 市の土地利用事業の承認申請書と、林地開発許可申請書の作成・協議は同時に行い、双方の規制をクリアできるようにしてください。  
先に市の土地利用事業の承認があれば、その承認をもって市長の同意に代えることができます。

**Q5** 森林審議会(林地保全部会)の開催から、何日程度で許可となりますか？

**A5** 特に問題がなければ、1か月程度で許可となります。

**Q6** 調整池を設置する場合、放流先河川はどこまで確認が必要ですか？

**A6** 原則として、海又は1級河川に至るまでの河川管理者に同意を得てください。  
1次放流先が市管理河川でも、その先に県管理河川がある場合、所管する県土木事務所にも同意を得てください。

**Q7** 地元への説明会は必要ですか？

**A7** 静岡市森林における開発行為の許可に係る指導要綱・要領に基づき、周辺自治会へ周知してください。

**Q8** 太陽光発電施設を計画しています。必要な森林率は何%になりますか？

**A8** 工場・事業場の設置に該当しますので、森林率 25%以上を確保してください。